

平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	11	府省庁名 厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形）不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	年金制度の見直しに伴う所要の措置	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 住民税の所得割の課税標準となる総所得金額の計算に当たっては、地方税法第32条第2項において、所得税法における計算の例によるとされている。</p> <p>・ 特例措置の内容 現在の公的年金制度については、制度創設時の前提や社会経済の状況等が大きく異なってきた結果、「産業構造や労働市場の変化に対応できていない」、「低年金・無年金者が存在している」等の課題が存在している。 これらの課題に対応するため、平成23年7月1日に閣議報告された「社会保障・税一体改革成案」において、「働き方やライフコースの選択に影響を与えない一元的な制度」「最低保障機能を有し、高齢者の防貧・救済機能が強化された制度」「国民から信頼され、財政的にも安定した制度」という年金改革の目指すべき方向性に沿って、現行制度の改善を進めることとされたところである。 これを踏まえ、現在、社会保障審議会年金部会において、年金制度見直しの具体的な内容を検討しているところであり、この検討を踏まえ、必要に応じ税制上の所要の措置を講ずる。</p>	
関係条文	〔 地方税法第32条第2項 〕	
減収見込額	（初年度） — （平年度） — （単位：百万円）	
要望理由	<p>（1） 政策目的 現在の公的年金制度について生じている課題に対応するため、年金改革の目指すべき方向性に沿って、現行制度の改善を図る。</p> <p>（2） 施策の必要性 現在の公的年金制度について生じている課題に対応するため、平成23年7月1日に閣議報告された「社会保障・税一体改革成案」を踏まえた現行制度の見直しを行うこととしており、その内容を踏まえ、税制上の所要の措置を講ずる必要がある。</p>	
本要望に対応する縮減案	—	
ページ		—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	IV 地域で安心して健康に長寿を迎えられる社会を実現する 6「消えた年金」問題の対応に注力し、年金制度に対する信頼を回復するとともに、年金制度改革の道筋をつける等により、高齢者の所得保障の充実を図る 6-1 年金制度改革の道筋をつけ、国民に信頼される公的年金制度を構築する
	政策の達成目標	(要望の性格上、明示困難)
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	地域で安心して健康に長寿を迎えられる社会を実現する。
	政策目標の達成状況	(要望の性格上、明示困難)
有効性	要望の措置の適用見込み	(要望の性格上、明示困難)
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	(要望の性格上、明示困難)
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	所得税について、本要望と同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	(該当なし)
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	(該当なし)
	要望の措置の妥当性	(要望の性格上、明示困難)
	ページ	—

税負担軽減措置等の 適用実績	—
税負担軽減措置等の 適用による効果（手段 としての有効性）	—
前回要望時の 達成目標	—
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の 理由	—
これまでの要望経緯	(該当なし)
ページ	—